

誰もが暮らしやすい、やさしいまちへ

障害者差別解消法がスタートしました

4月から、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が施行されました。ここでは、この法律の内容や注意すべきポイントを、事例を挙げながらお知らせします。

みなさんで障がいを理由とする差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。



障がいのある人への差別をなくすために

この法律は障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会の実現を目指して制定されました。

法律では「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されます。どういうことが差別になるのかをきちんと判断できる物差しを法律で定めることで、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

障がいを理由とする好ましくない対応・態度とは

やむを得ない理由もなく、ただ障がいがあるということで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人にはつけないような条件を付けたりすることは、好ましくありません。



アパートやマンションを借りようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に貸してくれなかった。



スポーツクラブやプールなどを利用しようとして、障がいがあることを伝えると、そのことを理由に断られた。

障がいのある人への必要な配慮（合理的配慮）とは

障がいのある人が、障がいのない人と同じように日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がいの特性に合わせた配慮をすることが大切です。



身体障がい、視覚障がいの人などに対して、買い物をするとき、店員が案内したり、棚の品物を取ってあげるなどの手助けをする。



知的障がいのある人などが理解しやすいように、書類にふりがなを付けたり、難しくない言葉やわかりやすい表現を使用する。

誰もが暮らしやすい社会を目指して

障がいや障がいのある人について理解を深め、誤解や偏見から生じる好ましくない対応・態度をなくしていく必要があります。障がいを理由とする差別をなくし、誰もが暮らしやすい社会を目指して、それぞれの立場で考え、行動していきましょう。

障害者差別解消法についての詳しい内容は、内閣府ホームページをご覧ください。

内閣府ホームページ（障害を理由とする差別の解消の推進）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

▶問合せ先／町福祉課障がい者福祉係 ☎(52)4473